

令和5年5月8日

赤穂市立赤穂西中学校
保護者の皆様

赤穂市立赤穂西中学校
校長 杉山 建一

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の感染症対策について
(5月8日以降)

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、今後は下記のような感染対策としますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 5類感染症への移行後における学校での感染症対策の基本的な考え方

感染が落ち着いている平時においても、生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生が重要です。(今後感染が流行する場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討します。)

2. 平時から求められる感染症対策

これまでの感染症対策を踏まえ、感染拡大防止と教育活動の両立を継続します。

(1) 感染症対策の持ち物

- 感染症対策のための持ち物として、ハンカチ・ティッシュ等一般的に必要な物。
- 教育活動において「密」の場面が発生する場合があります。マスクの着用を推奨する場面が生じる場面が想定されるため、着用しない場合でも、マスクの携帯にご協力をお願いします。

(2) 日常の健康観察

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは登校しない。
(軽微な症状は一律に登校を制限しない)
- 自宅での健康チェックカードの記入
- 学校で発熱等の症状が見られる時は、自宅で休養するよう促し、病院の受診を勧めます。

(3) 換気について

- 気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行います。
- 体育館のような広く天井の高い部屋も換気に努めます。
- エアコンを使用している場合でも、換気に努めます。
- 扇風機も併用した換気に努めます。

(4) 手洗い等の手指衛生について

- 登下校や外から教室等に入る時、トイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに石けん等で手を洗うことを勧めます。
- 生徒だけでなく、教職員、学校に出入りする関係者の間でも心がけます。

(5) 咳エチケットについて

○咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。他者に飛沫を飛ばさないよう、適切な咳エチケットを指導します。

(6) マスクの取扱いについて

○学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。(混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。)

○感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。

○生徒間でも着用の有無による差別・偏見等がないように指導します。

(7) 清掃について

学校生活の中で消毒によりウイルスを完全に死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することが重要と考えます。

(8) 抵抗力を高めること

身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導します。

3. 風邪等の症状について

発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がある場合には、登校を控え、場合によっては病院を受診し、医師の判断をうけてください。

(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に診断された場合は、出席停止となります。)

(軽微な症状については、一律に登校を制限するものではありません。)

4. 出席停止措置について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。

5. 濃厚接触者について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた場合も、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした時であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

(不安がある場合は、学校にご相談ください。)

6. 今後の感染流行時における感染症対策について

活動場面に応じて、

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える

・生徒間で、触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じます。